

「(仮称) 三原市こども計画」策定のためのニーズ調査・分析業務仕様書

1 業務名

「(仮称) 三原市こども計画」策定のためのニーズ調査・分析業務

2 委託期間

契約の日から令和6年3月31日まで

3 業務の目的

本市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく市町村行動計画（以下「次世代育成支援行動計画」という）及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく子どもの貧困対策計画（以下「子どもの貧困対策計画」という）を内包した「みはら子育て応援プラン（第2期子ども・子育て支援事業計画）」（以下「第2期計画」という）を策定している。

この第2期計画が、令和6年度で満了すること、また、令和5年4月施行の「こども基本法」において、市町村に「こども計画」の策定が努力義務とされたことから、令和7～11年度を期間とする「(仮称) 三原市こども計画」の策定に向けて、子ども・子育て支援に関する生活実態やニーズ等を把握するための調査・分析を行う。

なお、「(仮称) 三原市こども計画」は、市町村子ども・子育て支援事業計画、次世代育成支援行動計画及び子どもの貧困対策計画に加え、今後示される「こども大綱」を勘案し、必要な事項を盛り込んだ一体的な計画として策定する予定であり、本年度のアンケート結果等を踏まえ、令和6年度中に策定する。

4 業務内容

(1) アンケートの実施

次の2つのアンケートを実施する。

ア 子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート

教育・保育事業等のニーズ量、子どもと子育て家庭を取り巻く状況及びその他必要な支援ニーズ等を把握するためのアンケートを実施する。

イ 調査票の設計

本市が平成30年度に実施した前回アンケートの調査項目、先進自治体の事例、国の自治体こども計画の策定に向けた動向や「こども大綱」の策定に向けた議論等を踏まえ、調査票を設計すること。（未就学児の保護者票、小学生の保護者票の2種類）

(イ) 想定する標本数

6,300 票程度

【内訳】

対象者	標本数	(参考) 前回調査※の実施状況		
		配付・回収方法	回収率	設問数
未就学児の保護者	2,300 票程度	郵送配付・郵送回収 ※切手不要の返信用封筒を同封	43.9%	38 問
小学生の保護者	4,000 票程度		40.8%	38 問

※平成 30 年 11 月～12 月実施

(ウ) 実施方法

受注者の提案を踏まえ、発注者と協議のうえ決定することとする。なお、アンケート実施にかかる留意事項は次のとおりである。

- a 発注者では、本委託料とは別に、郵便料として 336 千円の予算を確保しており、対象者へ案内文書や調査票を郵送する場合は、発注者と協議のうえ、上記郵便料を使用することができる。ただし、郵便料が 336 千円を超える場合、超えた額については、本委託料において受注者が負担すること。
- b 紙媒体で調査を実施する場合、発注者は、対象者の抽出、宛名ラベルの作成・提供のみを行う。調査票の印刷・作成・封入等、その他一切の業務については、受注者において実施すること。
- c WEB 調査とする場合は、回答サイト・フォーム構築等の一切の業務を受注者において実施すること。ただし、発注者では、三原市立の小学校に通学する子どもの保護者と対象とした連絡システムを導入しているため、連絡システムを活用して、保護者に調査の案内（受注者が構築した回答サイト・フォームの URL の貼り付け、リンクも可）を実施することができる。

(エ) アンケート結果の集計・分析

アンケート結果を集計し、前回アンケート結果との比較等の必要な分析を行うこと。

なお、別途発注者が求める期日までに、速報値を「中間報告」として報告すること。

(オ) 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」等の推計

アンケート結果及び発注者が保有する既存資料等から、各種事業の「量の見込み」及び「確保方策」を推計すること。

(カ) 調査報告書の作成

アンケートの集計・分析結果を調査報告書としてとりまとめること。

調査報告書は、全体版と、要点をまとめた概要版の 2 種類を作成すること。

イ 子どもの生活等に関する実態調査

子どもの貧困対策に関する有効な施策の検討及び子どもの意見聴取のため、子育て世帯の経済状況、生活状況、子どもへの影響、必要な支援ニーズ等を把握するためのアンケートを実施する。

(ア) 調査票の設計

今年度広島県が実施する「子供の生活に関する実態調査」の調査項目を参考に、本市独自の項目を追加し調査票を設計すること。なお、調査票は、本市が平成 29 年度に実施した前回アンケートの調査項目、先進自治体の事例、子どもの意見聴取等の国のこども計画策定に向けた動向や「こども大綱」の策定に向けた議論等を踏まえ設計すること。(小学生票、小学生保護者票、中学生票、中学生保護者票の 4 種類)

(イ) 標本数

2,840 票程度

【内訳】

対象者	標本数	(参考) 前回調査※の状況		
		配付・回収方法	回収率	設問数
小学校 5 年生とその保護者	各 730 票程度	学校を通じて配付・回収 ※各世帯の子どもの調査票と保護者の調査票を 1 つの封筒に入れて配付・回収	子ども 86.4% 保護者 86.4%	子ども 47 問 保護者 55 問
中学校 2 年生とその保護者	各 690 票程度		子ども 73.0% 保護者 71.9%	子ども 47 問 保護者 54 問

※平成 29 年 10 月実施

(ウ) 実施方法

受注者の提案を踏まえ、発注者と協議のうえ決定することとする。なお、アンケート実施にかかる留意事項は次のとおりである。

- a 世帯ごとに、子どもの調査結果と保護者の調査結果を紐付けて集計する必要がある。
- b 紙媒体で調査を実施する場合は、学校との調整は発注者が実施する。調査票の印刷・作成・発送（発送方法は発注者が別途指示する）等、その他一切の業務は受注者において実施すること。
- c WEB 調査とする場合は、回答サイト・フォーム構築等の一切の業務を受注者において実施すること。ただし、発注者では、次の方法で調査の案内等を実施することができる。
 - ・三原市立の小・中学校では、子どもに ICT 端末（クロームブック）を貸与しており、ICT 端末から、調査の案内や回答（受注者が構築した回答サイト・フォームへのリンクによる）をすることができる。ただし、詳細は発注者と協議のうえ、決定するものとする。

・三原市立の小・中学校に通学する子どもの保護者と対象とした連絡システムを導入しており、連絡システムを活用して、保護者に調査の案内（受注者が構築した回答サイト・フォームのURLの貼り付け、リンクも可）を実施することができる。

(エ) アンケート結果の集計・分析

アンケート結果を集計し、前回アンケート結果との比較等の必要な分析を行うこと。なお、別途発注者が求める期日までに、速報値を「中間報告」として提出すること。

(オ) 調査報告書の作成

アンケートの集計・分析結果を調査報告書としてとりまとめること。

調査報告書は、全体版と、要点をまとめた概要版の2種類を作成すること。

(カ) 広島県への提供データの作成

今年度広島県が県内全市町の回答結果をとりまとめるため、広島県へ提出するための必要なデータを作成すること。なお、提供データの作成については、別途指示する。

(2) 第2期計画の評価・検証に向けた支援

「(仮称)三原市こども計画」の策定に向けて、第2期計画の評価・検証を行い、本市の課題等を整理するため、第2期計画の進捗状況(実績)、(1)のアンケート結果等を整理し、必要な情報提供及び提案等の支援を行うこと。

(3) 三原市子ども・子育て会議の運営支援

必要に応じて会議の資料作成、助言等の支援を行うとともに、会議の結果をその後の業務に反映させること。なお、令和5年度は2回の開催を予定している。

(4) 「(仮称)三原市こども計画」策定に向けた準備等

ア 自治体こども計画策定に向けた国の動向を整理し、適宜情報提供すること。

イ こども基本法第8条に基づき、本市の子ども・子育て支援施策に子どもの意見を反映するため、子どもの意見聴取及び意見の反映に取り組んでいる先進自治体の事例を調査し、情報提供するとともに、令和6年度の「(仮称)三原市こども計画」の策定に向けて必要となる取組や計画内容について、「こども大綱」を踏まえて検討・整理すること。

ウ こども基本法等のこども計画に関連する法律や国の制度改正等に伴い、本市の条例、規則、要綱等に改正が必要な場合は、改正内容をまとめた資料提供等の必要な支援を行うこと。

(5) その他独自提案

上記業務に加え、本業務において実施可能な効果的な取組について提案し、発注者と協議のうえ実施すること。

5 成果物

4 (1) の 2 つの調査結果報告書を電子データ (Microsoft Word, Microsoft Excel, Microsoft PowerPoint のいずれかの形式で作成したもの及び PDF データ) で納品すること。
なお、納品媒体及び数量等の詳細は、発注者と協議のうえ、決定する。

6 打ち合わせ協議等

- (1) 本業務の履行に係る打ち合わせ協議は、業務の実施段階に応じて適宜行うものとする。
なお、委託期間の途中において発注者が報告を求める場合は、それに応じること。
- (2) 打ち合わせ協議の結果は、受注者が記録・整理のうえ、当該打ち合わせ協議後、速やかに発注者に提出すること。

7 委託料上限額

4,400 千円 (消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。)

8 その他

- (1) 受注者は、発注者と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 受注者は、当該委託業務実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに発注者に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 受注者は当該委託業務上発生した障害や事故については、大小にかかわらず発注者に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 業務の遂行に伴い個人情報を取扱う場合は、個人情報及びプライバシーの保護努めること。
- (5) 業務の一部の再委託をする場合は、あらかじめ発注者の承諾を得るものとする。
- (6) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。